

付 議 第 1 号

統合後の安芸中学校・高等学校の制服の取扱いに関する議案

県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」に基づき、令和5年度に統合が完了する安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校が統合した新たな安芸中学校・高等学校の制服の取扱いを別紙のとおりとすることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(36) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項を決定すること。

統合後の安芸中学校・高等学校の制服の取扱いについて

1 取扱い

統合後の安芸中学校・高等学校の制服の取扱いについては、新たに制服を定めることとする。

2 理由

- (1) 現行の安芸高等学校は119年、安芸桜ヶ丘高等学校は53年の歴史を有し、東部地域の普通教育、産業教育を支えてきた。新たな安芸中学校・高等学校が、新しい制服でスタートすることで、これまでの両校の歴史や伝統を引き継ぎながらも、東部地域の拠点校として新しい歴史や伝統を築き上げていくことを期待するため。
- (2) 小学生や中学生にとって、制服は志願先を検討するうえでの要素の1つであり、機能性、デザイン、コスト面などを考慮して、広く望まれる制服とすることにより、進学先としてより多くの中学生等に希望される学校となるため。

統合後の安芸中学校・高等学校における制服の取扱いについて

参考資料

県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」(抜粋)

その他の校章・校歌・制服・スクールカラー等の取扱いについては、両校の学校関係者等の意見も聴取しながら、制服については平成31年10月末、それ以外の校章等については平成33年度末までに県教育委員会で検討し、決定する。(「(ウ)統合の方法」より)

制服の取扱い

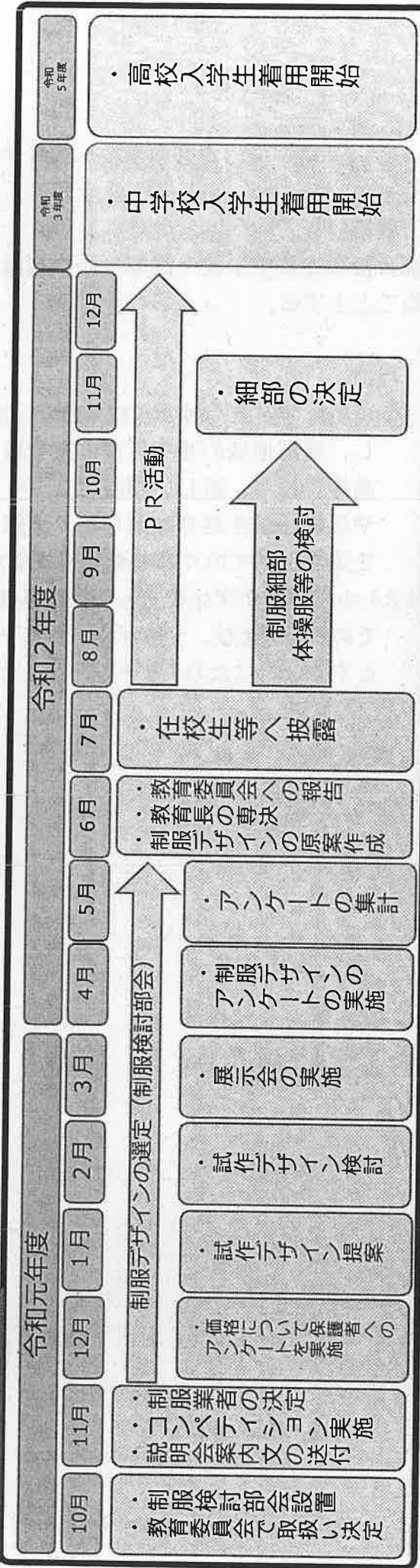
新たに制服を定める。

中学校：令和3年度入学生から新たな制服を着用する。令和2年度入学生は、令和5年度の高校入学時から新たな制服を着用する。

高校：令和5年度入学生から新たな制服を着用する。令和7年度にすべての学年の生徒が新たな制服を着用することになる。

なお、制服の仕様は、冬服および夏服の基本的なデザインについて、統合する両校の管理職と教育委員会事務局で構成する新安芸中学校・高等学校準備会に**制服検討部会**を設置し検討する。その後、検討結果に基づき準備会で原案を作成し、教育長の専決により決定し、教育委員会へ報告する。その他、校則により定める制服に付帯するものについては新安芸中学校・高等学校準備会で決定する。

スケジュール



制服検討部会・・・両校の副校長及び事務長、生徒指導主事、生徒指導部教員、教員(家庭科・美術科など)、高等学校振興課
必要に応じてPTA役員、生徒会役員など

アンケート・・・両校の生徒とその保護者、教職員、安芸市内の中学生(3学年全体での安芸市内中学校卒業生の割合 安芸高：43.7% 安芸桜ヶ丘高：59.6%)

※ただし、安芸高等学校については併設中学校からの内進生を除く
安芸市内の小学校5・6年生(県立安芸中学校3学年全体での安芸市内小学校卒業生の割合 47.2%)
※保護者に対しては、コスト面についてもアンケートを実施する。